

## 地域母子保健事業の課題と対策

沢田俊一郎 茨城県衛生部  
広瀬 省           "  
浅野 幸子       "  
栗田 よし       "

### 1. 健診について

#### ○ 妊婦

従来のように医療機関委託による個別健診がよいと思われる。但し事後指導への連携が不十分なし不明明であるので、保健所宛の結果報告を早く確実に実施するよう工夫が必要であり、出来れば母子クリニック（後述）につなげたい。

#### ○ 乳児・幼児

医療機関委託方式は、効率の低さ、事後措置の困難さ、住民の不評地区の多さなどから不適と思われ、市町村主体の集団健診が望ましい。今後の改良点として月令別に健診目標を明白にし、それに適するチーム編成によって実施する必要がある。

例えば 1カ月 家族計画，母乳育児  
3カ月 一般健診，発達チェック  
6カ月 離乳食，一般保育  
9カ月 発達チェック，栄養  
12カ月 遊び，成長発達  
18カ月 行動発達，生活習慣，歯

#### ○ 事後措置

継続管轄指導並びに精密検診に関する体制を整備することが重要である。殊に精検機関を明示し、情報交換を保つことに心がける。事後措置については保健所二次検診（後述）が効率的である。

### 2. 地区組織について

愛育班の精神で活動をすゝめるが、市町村長の任命による母子保健推進員としての形をとることが実際的と思われる。老健法などとの関連もあり、活動の対象を「母子」に限定せず広くその家庭の「健康相談員」「保健指導員」の役

割を持たせて、市町村保健婦とのパイプ役を果させる。従来高年令の人の名誉職的色彩を帯びる向きも見られたが、研修等によって常時フレッシュさせることが必要である。活動の内容種類はそれぞれの市町村に最も望まれる独自のものをもってよいであろう。

### 3. 保健所の役割について

母子保健事業の主な担い手は市町村としても、保健所が担うべき部分は少ない。最も特徴的なものは保健所のスタッフを活用した「母子クリニック」である。しかし現在は市町村で実施しているサービスに比して保健所の母子クリニックは同レベルの内容にとどまっている。今後次の事業を推進していきたい。

#### ○ 保健所二次検診（二次的機能をもつクリニック）

乳幼児健診の結果、ことばの遅れ・夜泣き・多動・習癖など育児上の問題をもった子、知能検査・心理判定などを必要とする子をはじめ、心身両面にわたる二次的チェック・追跡指導をおこなう。

#### ○ 特殊クリニック

遺伝相談センターのサテライトとしての活動、専門病院と連携をもった糖尿病・肥満・心疾患・腎疾患児などの追跡管理指導の場とする。また障害を有するのための市町村や医療機関の受診が困難な児に対する健診・指導を実施する。未熟児追跡管理は更に実施を広げる。

#### ○ 母性に関する特殊クリニック

社会的ニーズがありながら妊娠前（思春期、婚前、新婚）の個別指導が行われていない。例えば、

思春期相談 — 健全母性育成を目的とした個別相談で電話又は面接により本人や保護者を対象とし、学校との連携のもとに実施する。

母乳クリニック — 母乳保育を推進するための個別相談。

ハイリスク母性クリニック — ハイリスク母性に対して、特に生活指導を要するものへの個別相談。

以上について必要なスタッフは専門家の非常勤体制で確保し、保健所の実情に応じてクリニックの種別を選択したり、又2～3の保健所によるブロック毎に特色ある活動を行なうこともよい。

#### 4. 保健婦の身分・待遇について

市町村の保健婦は配置転換がないので、異動の多い上司との間にトラブルが見られる。同じ教育を受けた保健所保健婦が市町村保健婦を指導することについては問題が多い。保健所保健婦は異動の関係から専門保健婦として養成するには不適當である。県によっては保健所保健婦の市町村駐在或いは市町村派遣が行なわれているが、身分を一元化するにはなお問題は多い（大同生命第10回医学助成研究報告書）。待遇についての不満は現在特にないようである。

#### 5. 母子保健法改正に向けての要望

母乳育児の推進について産後休暇と併せた対応が望ましい。すなわち産後8週の休暇を12週に延長して、「3カ月までは母乳で育てよう」とする母乳憲章にあわせる施策が望まれる。

「茨城県の今後の母子保健サービスについて」  
本県における最大の課題は、周産期死亡の改善であり、これに対する戦略として

- 1) 地域格差の是正
- 2) 妊婦に対する意識の高揚
- 3) 地区組織の育成
- 4) ハイリスク妊婦の管理
- 5) 周産期医療の充実

が考えられる。昭和60年待望の県立こども病院が開設されるので、これとの連携によって目的の達成に大きく近づき得るものと期待される。こども病院の開設によって下記の諸点が有利となる。

#### 1) 新生児死亡の減少

NICU 5床をふくむ25床の病棟、並びに地域新生児救急体制の確立とNICU車の配備により新生児死亡率の低下、障害児発生の減少が期待出来る。

#### 2) 専門スタッフによる地域への協力

従来の地域活動の最大ネックとなっていた専門スタッフの不足が多少とも緩和されて、地域保健活動への援助・協力が可能となる。

#### 3) 精密検診・治療の確立

専門スタッフや最新検査・治療機器の整備によって、心身両面にわたる精検治療が充実し障害発生を減少させ得る。

しかし、母子の「母」に対する部分については間接的影響以外に期待出来ない。妊婦に対する意識高揚・地区組織の育成には効果を見ても、ハイリスク妊婦の管理は今後新しい施策によってカバーされなければならない。

県立こども病院を中核とする県内母子保健医療システムのあり方について検討を加える必要がある。